

<別紙1>

第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

株式会社R-CORPORATION

②施設・事業所情報

名称：わらべの杜	種別：福祉型障害児入所施設	
代表者氏名：東海 康行	定員（利用人数）：40 名	
所在地：〒256-0802 小田原市小竹186		
TEL：0465-43-1515	ホームページ： https://www.yorube.or.jp/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：2013年04月01日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 よるべ会		
職員数	常勤職員：16 名	非常勤職員：17 名
専門職員	（専門職の名称）：名	児童指導員：16名
	保育士：11名	社会福祉士：1名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	居室：一人部屋43室	設備：事務室
	居室：二人部屋1室	設備：相談室・応接室
		設備：医務室
		設備：地域交流室
		設備：作業訓練室
		設備：更衣室
		設備：実習生室
		設備：ホール
		設備：厨房
		設備：スタッフルーム
		設備：浴室・脱衣所
		設備：リネン室
		設備：洗濯室
		設備：トイレ
	設備：リビング・ダイニング（食堂）	
	設備：エレベーター	
	設備：ダムウェーター（荷物専用昇降機）	

③理念・基本方針

<基本理念>

障害がある人もない人も平等に、自立に向かって努力し、暮らし合う社会をめざした活動を基本目的とする。そして法人が行う様々な活動を通して、利用する人たちが主体的に社会参加に向かい、その関わりあいの中で成長し、人としての喜びが広く生まれ

続ける環境づくりとその支援に努める。またそのためにも地域社会の福祉に積極的に貢献する。

<基本方針>

1. 障害児入所支援事業・短期入所事業を実施し、子どもたちの健やかな成長が可能となるよう支援を展開します。
2. 「わらべの杜」では子どもたちの権利、プライバシーを確保し、安心・安全な暮らしを提供します。また、1人ひとりのライフステージをイメージした自立支援を実施していきます。

④施設・事業所の特徴的な取組

<わらべの杜の特徴的な取組>（基本情報 I-3 の記載事項）

- ユニットケアを実施し、一人部屋を用意することで個人のプライバシーを確保し、ユニット内で本人が安心して過ごせるよう取り組んでいます。
- こども会議を各ユニットで定期開催し、子ども自身からの意見の発信とそれについての受け止めをしていくよう取り組んでいます。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2023年03月29日（契約日） ～ 2023年11月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	初回（年度）

⑥総評

【法人・施設の特徴的な取組】

●わらべの杜は、平成25年に社会福祉法人よるべ会（以下、法人という）が開設した施設です。サービス種別は福祉型障害児入所施設です。法人は、小田原市の東部、二宮町、大井町一帯の地域に、生活介護・入所支援・共同生活援助・障害者支援センター・計画相談支援・就労継続支援 B 型・障害児入所支援・児童発達支援等の施設を展開し、各種施設には児童から成人までが集い、児童が学ぶことから始まり、生活への訓練や職業訓練を行い、そして成人を迎え、就労から地域生活への道を創造し、展開しています。

●わらべの杜の所在地は、小田原市ですが、場所的には東海道線二宮駅の北西、御殿場線大井駅の東方に位置しており、周辺は田畑が残り、豊かな自然に囲まれ、伸びやかな環境にあります。開設当初は、地域の障害を持った子どもの受け皿とした役割を目的としていましたが、時代と共に被虐待経験等、家庭的な問題を持つ子どもが児童相談所経由で入所するケースが圧倒的に多くなり、現在、自由契約で入所する子どもの比率は少ない状況です。定員は40名とし、令和5年4月1日現在で男性26名、女性8名、合計34名が入所しています。

●わらべの杜は、法人の方針に沿い、自立に向けて努力し、暮らし合う社会をめざした活動・関わりの中で成長し合い、人としての喜びが広く生まれ続ける環境作りと共に、その支援に努めています。その為に、地域社会により貢献していくよう尽力しています。また、同敷地内には、児童発達支援事業所の「どーむ」が併設され、学齢前の子どもたちの「育ち」をご家族と一緒に支援しています。地域の障害を持つ子ども等に向けて「よるべ会」を中心とした支援の形成が成されています。

◇特長や今後期待される点

1. 【ユニットケアの実施】

子どもたちの居室は女子棟（1階）、男子棟（2階）にそれぞれ6つのユニットがあり、各ユニットは全室個室で形成されています。障害児入所施設のユニットケアでの実施は、政令指定都市を除き神奈川県下では初めての試みであり、プライバシー保護に非常に有効であり高く評価されます。入所については、現状、児童相談所経由で受入れており、入所当初の安全・安心につなげるためにも先ず、自分の居場所（個室）を確保し集団に慣れるまでの時間的余裕が取れる点等では個室は非常に有効と考えられます。

2. 【「こども会議」を通じた援助】

わらべの杜の入所基準は、主に知的障害のある18歳未満の子どもであり、子ども一人ひとりのライフステージをイメージした自立支援をサポートしています。入所要因では児童虐待が多く、それぞれの環境の背景に寄り添いながら、わらべの杜では「どう生活したいか」、「自分のやりたいこと」等、少しずつでも皆の前で自分の意見が言えるよう、各ユニットで「こども会議」を開催しています。「こども会議」は、いつもの慣れた場所・メンバー・支援員で行い、気楽に話ができるよう配慮し、自然な形で安心して人と接することができるよう援助しています。支援員は、子どもが家庭で心身に受けた様々な状況の理解と対応に努め、食事の好き嫌いや、友だちとのコミュニケーションの取り方等、身近なことから支援しています。

3. 【サービス向上計画の設定と「5S」の徹底】

わらべの杜では、昨年までの品質方針に代えて、今年度よりサービス向上計画を掲げてサービスの質の向上に取り組んでいます。計画には、1. 「権利擁護の確立」2. 「業務の検証と改善」3. 「人材確保・育成の取組み」4. 「地域社会との連携」を掲げ、サービスの質の向上に向けて達成に向けてベースに「5S」を心がけています。「5つのS」は、1. Service（貢献・奉仕）2. Speed（迅速）3. Spirit（真心）4. Specialty（専門性）5. Satisfaction（満足）であり、各「S」の具体性を示し、職員は、利用者の笑顔が生まれることを願いながら日々の支援に当たっています。

4. 【課題に向けた取組】

わらべの杜では、入所児童数に伸び悩みがあり、地域の受け皿としての機能を果たせているか、また、定員割れによる経営の圧迫等に苦慮しています。利用者数が減ってしまっても、定員数に対する職員配置等のソフト面にかかる負担等、目標と現状のギャップがあります。課題としてそのギャップを埋めるための取組が必至であり、利用する側、地域への発信を分かりやすい情報で継続して提供していくことが大切だと考えます。理念である、「障害がある人もない人も平等に、自立に向かって努力し、暮らし合う社会をめざした活動を基本とし、利用する人たち自身が主体的に社会参加に向かい、人としての喜びが広く生まれ続ける環境づくりとその支援に努め、地域社会の福祉に貢献していく」とするマクロの視点と、ミクロの視点を兼ね合わせ、よりアイデアを結集して対応していけることを期待いたします。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

施設名 わらべの杜

《第三者評価を受審した感想・自己評価での取組の感想》

今回初めて第三者評価を受審させていただきました。

自分たちで自事業所の取組を改めて観てみる良い機会でした。できていること・まだまだ取組として弱いところを振り返り、今後の施設運営に生かしていこうと思っています。

《評価後取組んだ事として》

1. (子ども)買い物へ行く機会を改めて検討し、できるだけ必要な生活用品の購入も一緒に行けるよう向けています。

2. 子どものさらなる社会参加について、単純に行事に出るだけでなく違った場面で可能か、情報収集から始めています。

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり